

昭和三十三年二月二十日
第二回臨時會々議錄

昭和三十三年十一月二日館山市議会議時分会議録

一 昭和三十三年二月二十日午後二時館山市議会議時分会議録

を館山市役所分館会議室にお集する。

出席議員数三十三名以下の氏名左の如し。

- 一 番 谷井 謙 二 番 高橋文治
- 四 番 田中忠威 五 番 荻生田七郎
- 六 番 秋山万次 七 番 山口房治
- 八 番 田村喜兵衛 九 番 田中祿郎
- 一〇番 佐久由馬次郎 一一番 伊勢仙之助
- 一二番 吉田勇治郎 一三番 小沢忠太郎
- 一四番 磯辺岡雄 一五番 大野清五郎
- 一六番 鈴木 孝 一七番 安西政治
- 一八番 小沢太助 一九番 小谷無達
- 二〇番 鈴木市蔵 二一番 望月暉作

二二番 松本藤太郎 二三番 渡山ヨネ子

二四番 脇田順一 二六番 金木久一

二八番 嶋村壯作 二九番 小浜老義

三〇番 山口康 三一番 飯田義男

三二番 可世木芳藏 三三番 後藤中五

三四番 黒川佐太郎 三五番 福岡保徳

三六番 嶋田繁

一、欠席議員数三名との氏名左の如し。

三番 山本昇 二五番 石井平次

二七番 中村吉五

一、本日の議事の経歴左の如し。

日程第一節 昭和三十二年二月臨時出席検査報告

、第二節 昭和三十二年度館山市下入才出決算

、第三節 特別会計国民健康保険下入才出決算

同日付ニ認定ナリトテ 特別会計国民健康保険療養費診療所ナク
ナク出決算。

ナ三議案ナリトテ 特別会計公益費屋ナク出決算。

ナ四議案ナリトテ 起債議決の変更ナリトシテ。

ナ五議案ナリトテ 館山市立館山高等女子中学校ナリトテ
考査料入学料徴収条例の一部を改正ナリトシテ。

ナ六議案ナリトテ 館山市国民健康保険療養費診療所
設置条例制定ナリトシテ。

ナ七議案ナリトテ 館山市公民館条例の一部を改正ナリトシテ。

ナ八議案ナリトテ 昭和三十一年度館山市特別会計公益費屋ナク
入出追加更正ナリトシテ。

ナ九議案ナリトテ 昭和三十一年度館山市入出追加更正ナリトシテ。

ナ十議案ナリトテ 法水二〇三十一号ニ於テ議事から説明のため出席を認めない者がある事
ナク

ナ十一議案ナリトテ 田村利博

ナ十二議案ナリトテ

ナ十三議案ナリトテ

ナ十四議案ナリトテ

助 役

小出武男

総務課長

寛戸 豊

収入役代理

真田 毒吉

地務課一課長

黒野 芳雄

地務課二課長

山口 藤実

秘書課長

山合 菊畑

商工小倉課長

吉田 耕一

建設課長

新井 重助

財産税計課長

高木 哲三

下水道課長

羽山 房雄

戸籍課長

伊藤 幸太郎

保健課長

唐沢 貞太郎

福祉事務所長

長谷川 広治

総合事務課長

岡崎 慶太郎

診療所事務長

池田 亮山

教 育 長

工 藤 和 平

教育委員会庶務課長

鶴 沢 貞 寛

監 査 委 員

奥 武 夫

「本議会の事務長および書記は次の通り。」

事務長 高 梨 清 一

高 梨 清 一

書 記

太 田 博 雄

回

真 田 孝 男

「本日の会議の事件」

議事の進行の件

開会 午後二時二十分

議長(石井 博) 本日の出席議員の数は三十三名にやまらず

二回中議会の臨時会を開会いたします。

本臨時会の議案説明のため田村市長、小出 助夜、奥平

後發課長 奥田收入係代理 唐沢伴廣課長 吉田商工水
 産課長 新井建治課長 高木徳廣統計課長 山口技書
 課長 山口今日翁社事務所長 羽山喜三主課長 伊藤大藤
 課長 奥田後發水一課長 山口技書水二課長 岡崎運拳
 管理委員 會書部長 岡崎勝所事務長 上藤教育長
 務に任務課長 岡崎監委員 以上の出席を以てまゝと
 のが御報告いたします。

議長の御報告(會議録署名の用紙の決定)を承知いたします。
 お諮りいたします。従来の例により議長の署名の用紙決定
 いたします。御異議ありませんか。

異議なしの聲

議長の御報告(御異議なし)と承知いたします。この二十九番
 議員格を藤太郎君、三十六番議員を奥田繁君以上の
 御りは決定してあります。御異議ありませんか。

興議なるしの事

議長の申辱る(御興議が)と認めては、よって決定をま
して、次に会期の決定を行います。

本臨時会の会期はそのままして議会開會の御議長の御申辱
は同日(日)とごあります。お諮りいたします。御申辱は
本日(日)と決定いたします。御興議も申辱は、

興議なるしの事

議長(の申辱る)御興中がこと認めては、よって御申辱は(御
決定)いたしました。

議長(の申辱る)御興中がこと認めては、よって御申辱は(御
決定)いたしました。

興議なるし

議長(の申辱る)御興中がこと認めては、よって御申辱は(御
決定)いたしました。御興中がこと認めては、よって御申辱は(御
決定)いたしました。

監査委員の報告書（二月十三日の報告）三十二年の同月

の臨時出納検査をいたしました。議決の通り同名の立会りの
を導いたが、おぼろしいので、その結果については説明いたします。

附簿證ひょう書類計数には誤りはないと見まかすことと。

一 一般会計の出入にありて市税五百十六万九千九百九十九
円、市長税九十万、固定資産税九十万、煙草消費税
百二十万、電気がス税七十七万九千九百九十九円と
市税におきまゝにして、収入未済額は六千九百九十九円となつて

あります。納期の来ないものを差引きますと、正味の
滞納が四千二百八十九円とござります。

欠損額二百十九万二千四百円となつておりますが、百四十八万
九千九百九十九円とありましたので一月に欠損額が七十九万九千九百
九十九円とあります。これは二十五年年度のものとござります。ま
た、下出口のあきまゝ一十百九十九円とござります。その

はまるるものは市の所収三百万、教育費三百八十万、社会おやが
がゆ施設費に二百三十万、衛生費経費費百万円等が
大まか数字のざらざらあります。十ヶ月出差引き大百万円余りの
ざらざらあります。この数字が現金に保有するところあります。
次に各特別会計につきまゝはこの表に添へて御覧願ひます。
議事録の井澤君の報告はいろいろ御覧願ひあります。御覧願ひ
なして御覧願ひます。つづいて日程を二議定をもち、なして十四日にお
上げいたします。

書記朗読

認定をもちないを四号 昭和三十一年度箱山を二才出決定

市長(田村利男君) 自治法改正により決算認定はこの年度の報
告を市長から出さなければならぬことになりまして別冊
の通りお手紙に既布してあります。一々朗読を省略いたし
ます。以上認定のほどをお知らせいたします。

監査委員(岡武夫君)三十二年第一番会計ならびに特別会計
 にいて市長のちから監査委員の審査の結果を自治法の定
 めるところによりまして報告していただきますが、勘定書の簿
 を使重に審査いたしました。がここに意見書可を提出いたしま
 した。よりの各決算とも決算書は関係簿冊を提出しようとする
 合してあります。して正確であることを認めます。

議長(石井 博君)認定一号ない四号について質問ありませんか。
 ニニ番(松本藤太郎君)議題になっております。認定一号
 がいし四号であります。がこの決算に對しましてなお慎
 重に審査を行なわなければならないと思っております。ので決算審
 査特別委員会を設置、なお決算の重要性から相当
 日時を要すると思つたので閉会中の審査もとともに
 助議を提出いたします。よろしく

議長(石井 博君)お諮りいたします。ただいまの二十二番

議員の動議に御異議ありませんか。

異議、なしの声。

議長(石井) 御異議なりと認めます。よって認定や一

子ないし十四子は決算審査特別委員会を設置し、内会

中審査を執行することに決定いたしました。なお決算審査

特別委員会委員の人数および選任の方法はごうりた

しませうか。

三四番(黒川) 佐太郎君(議長)に一任したいと思ひます。

二〇番(鈴木) 市蔵君(監査委員)にお伺ひしますが、意

見書のなかたに国保の未徴収があるて聞きますが、これは何

年度のころのものですか。

監査委員(岡武) 夫君(お答) します。昭和二十六年年度、二十七

年度、二十八年度にございますが、組合から市の方に引換がれ

た、とかが残っております。

議長の石井徳太郎(二十四番)議長は、議長の任の二戸がありまゝと
の御異議ありませんか。

議長の石井徳太郎の任

議長(石井徳太郎)御異議なごめします。まゝに承知する十
名と決定いたします。委員の選任は議会の権限の所見
と御議一たりと思ひます。

議長(石井徳太郎)暫く休会いたします。

午後二時三十分 休会

午後三時

再開

議長(石井徳太郎)再開いたします。

決算の審査特別委員の名單を申し上げます。

三番 山本昇君、六番 杉山万次君、八番 田村喜兵衛

君、十三番 小沢忠太郎君、二十番 鈴木市蔵君、二十五番

石井平次君、二十六番 金子又一君、二十八番 十尺太郎君。

二十人番の延^光義君、三十三番後藤ゆき君、以上十名を委員と決定するに御由を許りませんか。

異議なしの声

議長(石井潔君)御異議なりと認めます。よって決定をまた、
事案であ諮りいたします。ただし、計置(り)たりまい。決定の
認定はオレとカ、お田とそ、由会、甲の特別討議をする。
に御異議ありませんか。

異議ありの声

議長(石井潔君)御異議なりと認めます。よって決定をまた、
二(番)鳩曾杜作君)この決算委員の報告は奉議会に
なると認めますが、奉議会となること、この奉議会か、
さうしてないのでありますから、まゝうと認めますか。この点は
りませんか。

議長(石井潔君)自治法の規定によると、この点は

百万円でありまゝなが、その後五百万十百万円許可するところとなり
なりまゝこの議決をまゝ受まゝと五百万十百万円以内と一と
思ひのつてあります。

二(番)島村の杜原君(こゝは三中に當てるものと思ひますが、
松尾君)見戸君(起債の申請はオ二中の校分とな
つてありますが、もゝ三中ができてくることと三中に當てるよふかど
うなつてあります。

二(番)島村の杜原君(こゝは三中敷地を知らせぬかといふと思ひます。
オ(番)田村判男君(三中の敷地はこゝまゝといふは、数回にわたつて
話合ひをなさつてあります。昨夜も館山下の学校にあり、地
主大伴方である。区の部落長以下役員三名に服部会長
立会りがあつた。市長、助産、総務課長、教育委員、校長
教育委員、警次課長が出席した。先般の趣旨に基
きまゝ折衝したわけでございますが、地主側からか、地元の

委員の方々の言葉を、拾りさせていただきます。二十四日は決して
 はいなう。おころ三十人とのことと、このころに、二十一日まもなく
 ありませう。このころ、議会の、このころの、このころの、このころの、
 ありますので、まもなく、長自身、このころ、このころ、このころ、
 あります。最終は定かたらず、このころ、このころ、このころ、
 御事、このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、
 (審) 議、このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、
 このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、

中野(田村)物産(お)NONと、このころ、このころ、このころ、
 す。このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、
 ならば、このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、
 あります。このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、
 このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、このころ、

委員(中野)物産(お)中野(田村)物産(お)

午後三時十五分 休憩

午後三時二十分 再開

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

の規模が大きなものになったのか。あるいは送前編りでも七十

十の多くなるといふか。その点。

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

この規模が大きなものになったのか。あるいは送前編りでも七十

十の多くなるといふか。その点。

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1) 議事(1)

書 院 集

議事本日子 館子市立館子なる等には採録業採入なる考

書採入に採録業採入の略して採録業採入なる考

議事本(工藤和平)採録業採入を御説明いたす。館山

の方の人の考査採録業採入を御説明いたす。館山

考査の人の考査採録業採入を御説明いたす。館山

二(館山)採録業採入(書)採録業採入は採録業採入なる考

を館山採録業採入に採録業採入を御説明いたす。

議事本(工藤和平)採録業採入を御説明いたす。

議事本(工藤和平)採録業採入を御説明いたす。

採録業採入の考

議事本(工藤和平)採録業採入を御説明いたす。

採録業採入の考

採録業採入の考

書記朗讀

議案オモテ 館山市国民健康保険法施行の要綱を議案所

議案オモテ 創制に付いて

本議案(唐江夏太郎君)の說明に付て申す。本議案は、昭和十九年度の設置(おまき)であります。この時期

事務の増殖により、奉割の設置が必要となつたのであります。が、

県の負担により、奉割をしくるべきであると、この間の調査

してまいりました。よつて、おながりにいたします。

奉答に答へぬの事

議案(10)の件(おまき)の設置に付て申す。この間、この件に

関係あり決断してまいりました。

この間、関係の件に付て申す。この間、この件に

書記朗讀

議案オモテ 館山市国民健康保険法の施行の要綱に付いて

登前(一)工藤和平君(管女の青手宮の母は豊考以外四カ所
あります。いよいよ成徳をあげてあります。いよいよ豊考
にいままゝなる豊考の大事。講師必必要とありまふものと
下に材料をよおす。関係で奉創をいふとて考
ミコノコからます。

二、(青)鳥羽江原君(青手宮の母は主事が現在向人います。
度秋譯(鶴江)君(青手宮の母の主事はた名。講師は
若仕講師日豊房に三名あります。

三、(青)鳥羽江原君(若干名とあるが増かす。いよいよ
度秋譯(鶴江)君(現在江原はあまふせん)
議事(日井)君(他は御算程にござりませんか。

議事(日井)君

議事(日井)君(後)是議事(日井)君(後)はあまふせん。いよいよ
議事(日井)君(後)はあまふせん。いよいよ

上記の日程にて海軍省に提出いたしました。

書 札 朗 読

海軍省に提出した昭和三十一年度倉庫市持別会公債の取
下し不出せぬ変更に関する事

No. 〇〇〇海軍省（羽山房雄蔵）に提出した海軍省公債の取
下し不出せぬに関する事。この公債は昭和三十一年
の五月十日の追加額八千九百三十万を計上したものであり
ます。この公債は公債に譲りますが、この公債の取
下し不出せぬは、海軍省の変更請求により、昭和三十一年の取
下しを申請した一百万と二百万の計の公債がありま
す。この追加額は一百万と二百万の計の公債でありま
す。海軍省は「海軍省の公債の変更に関する事」を
海軍省（井上俊彦）に提出した海軍省公債の取

異議なしの件

議事(石井 隆君) 倉庫議なしと認めます。 44000 井原は

一案を通り決定したまいます。

議事(石井 隆君) しばらく中絶した一々

午後三時三十分 休会

午後四時十分 開議

議事(石井 隆君) 再開いたします。

議事(石井 隆君) 決算審査特別委員会の委員名目と

十位は義君、副委員の名目には沢野太郎君が決定した

まゝなの御報告いたします。

この日はお入会者の方へお話をいたします。

書記朗読

議案(石井 隆君) 昭和二十一年度館山市下入才出追加更正予算

校書(石井 隆君) 議案(石井 隆君) 追加更正予算の件出の方

ら説明いたします。十出のうち人件費、教育委員会人件費
にあっては説明申し上げます。オニ勢のにおけ所費の取回費
にあきまゝ三十四万円と減額してしまへたが、これは十一項の諸
費のなかの恩給および退職料等に追加して退取手当てと一
つにしております。その年の決算は取回費の増動によるためござ
います。これに十出の書費委員の会費を二万円に増すが、土地
改良事務がふまへることに協働助成する建費で追加
して二万円にいたします。

修繕費(定額)費(市役所費)の十出の常備費は二万円の
追加でございますが、これは分館を二ヶ所作り、内二ヶ所購入するに
なり使用しておりますが、雨天等は非常な雨もりがござります
ので、今回屋敷の必要費を除き、修繕費一たりとござります。
この二万円は、この二万円の常備費は、その二万円の常備費
分は現在、十数名ありますが、市役の主任が六十六人あり

まゝのき切にしたりは詩にあらまゝと云ふ。なかりたるのなすれは
運河のニイケルと云ふ。運河をたかすといふ。河にたり
をたかすといふ。たかすといふ。これは合資といふは神人、高崎
のたかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

この運河をたかすといふ。運河をたかすといふ。二十九日
のたかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。たかすといふ。

建設課長(新井重助君)曰きの土木費、七頃の調査費によ
りまゝに四万九千円、これは河川工事のための調査費としてござい
ます。九頃の災害土木費は百五万一千円は見出し竹筋の護岸
ならぬ宮城地区外の復旧工事とござりますが、これは去る
十月二日の豪雨のために災害費を要するものでござります。
教育事務課長(鶴江孝次郎君)オセ款教育費はいろいろ増設明として
教育費にあまゝとは、四十万七千三百六十四円の追加とござ
ります。一頃の教育費は五万七千七百九十圓、自動車
入費として二十万円計上して一ヶ月、これは現在のものが
一月一ぱりを車体の検査期間がながりますので、その後検査
を要するには修理費が十万円もかかりますので、もう十万円
追加して中古ではあります。そして検査の費用もこの程度
の方がよいと考え、まゝに新しく二十万円を附して一ぱりと考
へてござります。

の取組等の申し出がなされたことについては、
今年中に女性センターの整備が完了するまで、
市の補助金を二ヶ月間補助をいたします。この二ヶ月
間事業を休止するものといたします。また、この間、
女性の就業の促進を図るため、今年度、女性の就業を
促進する事業は、女性センターの整備が完了するま
で、一時的に、事業の休止を要するものとさせていただきます。
また、この間、女性の就業を促進するため、女性の就業を
促進する事業は、女性センターの整備が完了するま
で、一時的に、事業の休止を要するものとさせていただきます。
また、この間、女性の就業を促進するため、女性の就業を
促進する事業は、女性センターの整備が完了するま
で、一時的に、事業の休止を要するものとさせていただきます。

此の諸國、*un-union* なるものありて、*union* なるものありて、
あり。此は諸國の、*un-union* なるものありて、
union なるものありて、

un-union なるものありて、*union* なるものありて、
諸國の、*un-union* なるものありて、
union なるものありて、

此の諸國の、*un-union* なるものありて、
union なるものありて、
諸國の、*un-union* なるものありて、
union なるものありて、

一、この議案は、本市の交通を便利にするため、
バス路線の延伸を目的とするものである。

本市の交通は、近年著しく発達し、
市民の利便を考慮し、バス路線の延伸を
計画しております。この延伸は、本市の
発展に資するものであり、市民の利便を
考慮し、積極的に推進してまいります。

この延伸は、本市の交通を便利にするため、
バス路線の延伸を目的とするものである。
本市の交通は、近年著しく発達し、
市民の利便を考慮し、バス路線の延伸を
計画しております。この延伸は、本市の
発展に資するものであり、市民の利便を
考慮し、積極的に推進してまいります。

この延伸は、本市の交通を便利にするため、
バス路線の延伸を目的とするものである。

今事のてつてんをなすに、自費車を購入する
とせんてんをいふことあり。

以上の諸議案は、(1)市議会の議決を経て、
市議会の議決を経て、

1. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

2. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

3. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

4. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

5. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

6. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

7. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

8. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

9. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

10. 市の財政状況を調査し、その結果を
市議会に報告する。

以上の諸議案は、(1)市議会の議決を経て、
市議会の議決を経て、

新崎奥書(修)本にさるるものなす。新崎奥書(修)に
なすは、現なきため、新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
りて考まき、心ちり、新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
こころに事書、新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
たふす。新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
は、新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
あかきり、新崎(修)に

新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に

新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に
新崎(修)にさるるものなす。新崎(修)に

たいます。このたびは館山市の公明堂(浄土堂)の落成記念の
地区に浄土堂を建てようとのご計画が、浄土堂の落成記念の
ため、浄土堂が必要になりました。浄土堂の落成記念は、
このたびは浄土堂と浄土堂の落成記念です。

浄土堂(浄土堂)十五軒の落成記念です。三百六十

の千円の新築工費が、二層に十五万一千円、浄土堂と
浄土堂です。浄土堂の落成記念は、浄土堂の落成記念

計画が、おまじこの落成記念による落成記念の落成

り、これから年度途中に落成記念の落成記念の落成

その落成記念の落成記念の落成記念の落成記念の落成

落成記念の落成記念の落成記念の落成記念の落成

落成記念の落成記念の落成記念の落成記念の落成

落成記念の落成記念の落成記念の落成記念の落成

落成記念の落成記念の落成記念の落成記念の落成

前のためは 解前額を一年算に計上して二二〇 捨不があ
こゝろのた 六百十五丁二千のりて 四の形式に計上して
をいふがたしです。

へきにオ入にころ 解は別申上申す。

オ一歳の計はは五百三十三丁千七百九十九のりて
同計は 解の趣年計はか 三〇丁千七百九十九のりて
はは 五百三十三丁のりて 三〇丁千七百九十九のりて
とらなつこのがまかなるもいふがたしです。

二歳の地方交付税七百八十九丁千五百三十三のりて
三十一年度の建定額は 四千四百三十三丁千九百九十九のりて
まーんのた 経費の 千九百三十三丁千九百九十九のりて
へんがたしです。なる 持別を交付に 〇のりて 〇のりて
決算をいふがたしです。か 見計りして 〇のりて 〇のりて
〇のりて 〇のりて 〇のりて 〇のりて 〇のりて 〇のりて

業の延びるに九十九の千の年を六の年と
割合をいふ事

業から十の目の水産の補助として
一とあります。これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工

水産の界分金とては、これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工

車載の界分金とては、これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工

す。これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工
置一とあります。これは船の水産加工

しきりナリ格の存續このしきり格の存続とナリ中ハ其の格
終止事業を盡すすが、此は上事の團練と其格の思ひ
かゝりなまゝとの今回事業とて一カニ

しきり中事との存続(Shower)トナリ格の存続ナリ
ナリ一まゝとが、決意は其のナリに及ぶカニ
この差額ナルナリトナリ格の存続ナリ

しきり中事との存続は其の存続を盡すカニ
ナリとて、其の決定は其のナリに及ぶカニ
ナリ、其の存続は其の存続を盡すカニ
存続、其の存続は其の存続を盡すカニ

ニ番(何カハ其の)其の存続は其の存続を盡す
カニ、其の存続は其の存続を盡すカニ
カニ、其の存続は其の存続を盡すカニ
カニ、其の存続は其の存続を盡すカニ

新編新語(新編) 新形漢書(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編)

一人番(大沢大助) 新形漢書(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編)

新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編)

一人番(大沢大助) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編) 新編新語(新編)

商工水産博覧会(吉田耕一君)が命めたるものなること
とに於ります。由りて其の行かざることを恐るるに
は私たちの努力が、よりなかつたかと思はれませしが、
現存が
はすべて水産現興費の補助が、出せざることなるに
なりませ。一
人(小沢大助君)が、地元の五十一ヶ所の博覧会
に、
ては、風落一スレで、すか。

商工水産博覧会(吉田耕一君)が命めたるものなること
とに於ります。由りて其の行かざることを恐るるに
は私たちの努力が、よりなかつたかと思はれませしが、
現存が
はすべて水産現興費の補助が、出せざることなるに
なりませ。一
人(小沢大助君)が、地元の五十一ヶ所の博覧会
に、
ては、風落一スレで、すか。

商工水産博覧会(吉田耕一君)が命めたるものなること
とに於ります。由りて其の行かざることを恐るるに
は私たちの努力が、よりなかつたかと思はれませしが、
現存が
はすべて水産現興費の補助が、出せざることなるに
なりませ。一
人(小沢大助君)が、地元の五十一ヶ所の博覧会
に、
ては、風落一スレで、すか。

商工水産博覧会(吉田耕一君)が命めたるものなること
とに於ります。由りて其の行かざることを恐るるに
は私たちの努力が、よりなかつたかと思はれませしが、
現存が
はすべて水産現興費の補助が、出せざることなるに
なりませ。一
人(小沢大助君)が、地元の五十一ヶ所の博覧会
に、
ては、風落一スレで、すか。

ふみどろふ、その奥方伺ります。

高工水産課長(昔田耕)一君(君初)の日本地事業家として、まづ
ゆくかどうかと、いし、其に、ましまし、は、私、た、は、規則の、詩
す、軌、田、と、づ、き、る、と、す、ん、ば、その、線、は、あ、わ、か、り、と、こ、ん、ど
や、う、ゆ、ま、え、り、て、考、え、て、あ、り、ま、す、ま、す、づ、き、る、もの、な、う
と、う、つ、よ、う、の、勇、力、た、り、と、思、ひ、ま、す、

五番(花生田)と部君(才人)の才一説ですが、特種採掘金の
六十二万八千七百四十円です。果してこれだけのもの
が、取、れ、る、か、どう、か、。御、大、評、価、に、な、り、な、り、か、どう、か、。

それから、才出、面、で、市、役、所、の、考、察、方、長、の、御、評、価、
の、御、理、金、は、本、所、の、財、に、これ、は、何、に、使、う、か、どう、か、。

それから、才、地、に、も、其、の、各、種、の、採、掘、を、進、め、る、の、御、理、金、を、
今、の、理由、等、ま、す、と、才、地、の、自、転、車、を、ま、す、と、な、り、ま、す、
と、い、い、う、わ、た、が、あ、る、か、思、つ、と、か、どう、か、と、思、ひ、ま、す、

我縣ホニ課長)山口実君)ホ一ぬの所民税の滞納繰越
 合の六十二万八千七百四十九円は徴収可能かどうか
 という為問ぬござりまするが「応たござりまゝの状況と
 しますとホ長我の滞納分の徴収額は一千万五千六
 万六千七百十二円ござりまするが、われわれの徴収
 目標は今の四五パーセントを目標に定めます一
 徴収に努力してある現状でござりまするが六十三万
 余円は可能と思ひます。

係務課長)完全貴君)島南分校の團がぬは、実際は
 を申しますと本校から先金が出向きまゝ一、計はあす
 ると、この團保から旅費にかゝるものは、年度の用
 係で三十二年度迄が、一、計と徴収する。よ、三十二
 五万の要項が、あ、まゝ一、計、現存二十万の月あります
 のが追加一、計と、用、の、一、計、を、ま、し、十、万、の、計、を、

なり男(司)はあまびと用鎖という使物があつたものと
を追加してこの思ふまゝのつてあります。

農産統計課長(佐田重雄)は農産物の自動車はまゝに備
入してつていません。そのまゝに備入してつてお
りの特別がござつてあります。その支給はまゝに備
入してつてあります。

又(佐田)重雄(七郎)は特別がなつかうまゝに支給
してつてあります。その支給はまゝに備入してつて
あります。その支給はまゝに備入してつてあります。

農産統計課長(佐田重雄)は農産物の自動車はま
まに備入してつてあります。その支給はまゝに備
入してつてあります。その支給はまゝに備入してつ
てあります。

一(佐田)重雄(七郎)は自動三輪車の件ですが、三輪車
の購入はまゝに備入してつてあります。その支給は
まゝに備入してつてあります。

チチにござりまする。 今、山に、會、山、詩、話、會、の、集、
席には、面白い、事、が、あ、る、が、な、ら、な、い、と、思、ひ、ま、す。
か、ら、い、も、今、回、は、その、集、席、に、下、り、に、な、ら、な、い、と、思、ひ、ま、す。
また、余、餘、が、あ、り、ま、す。 今、山、に、集、席、に、下、り、に、な、ら、な、い、と、思、ひ、ま、す。
ら、ま、す。

1. 藤村(藤村)の、集、席、に、下、り、に、な、ら、な、い、と、思、ひ、ま、す。
か、ら、い、も、今、回、は、その、集、席、に、下、り、に、な、ら、な、い、と、思、ひ、ま、す。
また、余、餘、が、あ、り、ま、す。 今、山、に、集、席、に、下、り、に、な、ら、な、い、と、思、ひ、ま、す。
ら、ま、す。

せんが、徳島物産のまと話のしるべに載せておきます。

二八番(傳) 徳島物産(傳) 徳島物産のしるべに載せておきます。 (徳島物産のしるべに載せておきます) 徳島物産のしるべに載せておきます。

三九番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四〇番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四一番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四二番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四三番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四四番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四五番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四六番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

四七番(司) 徳島物産(司) 徳島物産のしるべに載せておきます。

あまのり ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん
ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん
ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん
ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん

12月 (11月 12月) 12月 12月 12月 12月
12月 12月 12月 12月 12月 12月

ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん
ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん

ねんげん (12月 12月) ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん
ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん
ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん
ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん ねんげん

この一冊は、昭和二十二年二月二十日、東京市立総合資料館の用会の一冊として、

とあるが、昭和二十二年二月二十日、

本会議の決案を録し、この一冊を呈する。

昭和二十二年二月二十日

館山市議会議長 石井 潔

会議録調査員 嶋田 繁

司 松本 泰三

